

消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

る規則

(消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「四人」を「二人」に改める。

第六条第二項中「土木局長及び土木局土木整備部長」を「及び土木局長」に改める。

(広島県職員等表彰審査会規程の一部改正)

第二条 広島県職員等表彰審査会規程(昭和二十五年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。

(広島県税規則の一部改正)

第三条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号、第三条第一号及び第四十二条中「総務局財務部税務課」を「総務局税務課」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「~~総務局財務部税務課~~」を「~~総務局税務課~~」に改める。

別記様式第五号の十二表中「~~広島県総務局財務部税務課~~」を「~~広島県総務局税務課~~」に改める。

(広島県職員委員会規則の一部改正)

第四条 広島県職員委員会規則(昭和三十一年広島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「総務局総務管理部人事課長」を「総務局人事課長」に改める。

(広島県庁内取締規則の一部改正)

第五条 広島県庁内取締規則(昭和三十二年広島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

第六条及び第七条第二項中「総務局総務管理部総務課長」を「総務局総務課長」に改める。

(広島県庁用自動車管理規則の一部改正)

第六条 広島県庁用自動車管理規則（昭和三十二年広島県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五条、第六条及び第十七条」を「第四条、第五条及び第十八条」に改める。

第五条中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

（職員の研修に関する規則の一部改正）

第七条 職員の研修に関する規則（昭和三十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。

第七条第二項ただし書中「調整監」を「参事」に改める。

別表中「総務管理部総務課」を「総務課」に、「企画振興局」を「地域政策局」に、「政策企画部政策企画課」を「地域政策課」に、「総務管理部環境県民総務課」を「環境県民総務課」に、「総務管理部健康福祉総務課」を「健康福祉総務課」に、「総務管理部商工労働総務課」を「商工労働総務課」に、「総務管理部農林水産総務課」を「農林水産総務課」に、「土木局総務管理部土木総務課」を「土木局土木総務課」に改める。

（広島県公舎管理規則の一部改正）

第八条 広島県公舎管理規則（昭和三十四年広島県規則第三十二号）の一部を次のように正す。

第三条中「総務局財務部財産管理課」を「総務局財産管理課」に改める。

（広島県税事務取扱規則の一部改正）

第九条 広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第十一条第十一項、第十八条の七、第二十二条第二項及び第三項並びに第二十三条の四第五項及び第六項中「総務局財務部税務課長」を「総務局税務課長」に改める。

第二十六条第三項中「総務局財務部税務課」を「総務局税務課」に改める。

第二十六条の二第四項及び第五項並びに第二十九条第十項中「総務局財務部税務課長」を「総務局税務課長」に改める。

第三十二条第十一項中「総務局財務部税務課長」を「総務局税務課長」に、「総務局財務部税務課に」を「総務局税務課に」に改める。

別記様式第四百十号、別記様式第四百一十一号及び別記様式第四百四十八号から別記様式第四百五十号までの様式中「~~広島県総務部税務課~~」を「~~広島県総務部税務課~~」に改める。

別記様式第五百十五号注1及び別記様式第五百五十七号注1中「~~総務部庶務課~~」を

「~~総務部庶務課~~」に改める。

（広島県報発行規則の一部改正）

第十条 広島県報発行規則（昭和三十六年広島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

（広島県債権管理事務取扱規則の一部改正）

第十一条 広島県債権管理事務取扱規則（昭和三十七年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第五条、第六条及び第十七条」を「第四条、第五条及び第十八条」に改める。

第四条中「総務局財務部財政課」を「総務局財政課」に改める。

（広島県公有財産管理規則の一部改正）







第十二条 広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

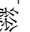
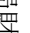
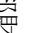
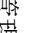
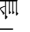
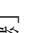






第二条第一号中「第五条、第六条及び第十七条」を「第四条、第五条及び第十八条」に改める。

第三条第二項中「総務局財務部財産管理課」を「総務局財産管理課」に改める。

第六条第二項中「総務局財務部営繕課」を「総務局営繕課」に改める。

第九条第二項中「農林水産局農林整備部森林保全課」を「農林水産局森林保全課」に改める。

別記様式第十号から別記様式第十二号までの様式中「  」を「  」に改める。

別記様式第三十九号及び別記様式第四十号中「     」を「     」に改める。

（広島県予算規則の一部改正）



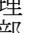


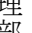
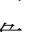
第十三条 広島県予算規則（昭和三十九年広島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第五条、第六条及び第十七条」を「第四条、第五条及び第十八条」に改める。

第四条第一項中「総務局財務部財政課」を「総務局財政課」に改める。

（職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正）

第十四条 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「、、」を「、、、」に改める。

第六条第一項中「総務局総務管理部」を「総務局人事課」に改め、同条第二項中「総務局総務管理部長」を「行政経営部長」に改める。

第七条中「総務局総務管理課」を「総務局人事課」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項及び第二十一条第六項中「総務局総務管理部福利課」を「総務局福利課」に改める。

(広島県通信費経理事務取扱規則の一部改正)

第十六条 広島県通信費経理事務取扱規則(昭和四十四年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「~~総務局総務管理部総務課~~」を「~~総務局総務課~~」に改める。

(滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第十七条 滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第九号から別記様式第十一号まで、別記様式第十三号、別記様式第二十一号から別記様式第二十五号まで、別記様式第二十八号、別記様式第二十九号、別記様式第三十七号、別記様式第三十八号、別記様式第四十号、別記様式第七十五号から別記様式第七十七号まで及び別記様式第三百三十四号から別記様式第四百一十一号までの様式中「~~広島県文書等管理規則~~」を「~~広島県文書等管理規則~~」に改める。

(広島県文書等管理規則の一部改正)

第十八条 広島県文書等管理規則(平成十三年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第五条、第六条及び第十七条」を「第四条、第五条及び第十八条」に改める。

第四条第一項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

(広島県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第十九条 広島県個人情報保護審議会規則(平成十七年広島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則の一部改正)

第二十条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則(昭和四十九年広島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「環境県民局環境部環境保全課」を「環境県民局環境保全課」に改める。

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第二十一条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境県民局環境部循環型社会課」を「環境県民局循環型社会課」に改める。
(浄化槽法施行細則の一部改正)

第二十二條 浄化槽法施行細則(昭和六十年広島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境県民局環境部循環型社会課」を「環境県民局循環型社会課」に改める。

(広島県景観審議会規則の一部改正)

第二十三條 広島県景観審議会規則(平成三年広島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「環境県民局環境部環境保全課」を「環境県民局環境保全課」に改める。

(広島県青少年環境整備審議会規則の一部改正)

第二十四條 広島県青少年環境整備審議会規則(平成四年広島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「環境県民局総務管理部県民活動課」を「環境県民局県民活動課」に改める。

(広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第二十五條 広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第四十五条の表第十五条の項中「広島県環境県民局環境部環境保全課

」を「広島県環境県民局環境保全課」に改める。

(広島県男女共同参画審議会規則の一部改正)

第二十六條 広島県男女共同参画審議会規則(平成十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「環境県民局総務管理部人権男女共同参画課」を「環境県民局人権男女共同参

画課」に改める。

(広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第二十七條 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年広島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号(裏面)及び別記様式第六号の二(裏面)中「広島県環境県民局環境部環境保全課

」を「環境」に改める。

」を「環境」に改める。

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第二十八條 通訳案内士法施行細則(昭和二十四年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「広島県商工労働局産業振興部観光課」を「広島県商工労働局観光課」

に改める。

(中小企業労働相談実施規則の一部改正)

第二十九條 中小企業労働相談実施規則(昭和三十一年広島県規則第十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項中「商工労働局総務管理部商工労働総務課及び同部労働福祉課」を「商工労働局商工労働総務課及び雇用労働政策課」に改める。

(貸金業法施行細則の一部改正)

第三十条 貸金業法施行細則(昭和五十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「広島県商工労働局産業振興部金融課」を「広島県商工労働局経営革新課」に改める。

(広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則の一部改正)

第三十一条 広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則(昭和三十四年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「農林水産局農水産振興部水産課」を「農林水産局水産課」に改める。

(遊漁船業者の登録等に関する規則の一部改正)

第三十二条 遊漁船業者の登録等に関する規則(平成十五年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「広島県農林水産局農水産振興部水産課」を「広島県農林水産局水産課」に改め、同条第二項中「農林水産局農水産振興部水産課」を「農林水産局水産課」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

第三十三条 建設業法施行細則(昭和二十四年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県土木局総務管理部建設産業課」を「広島県土木局建設産業課」に改め、同条第二項中「土木局総務管理部建設産業課長」を「土木局建設産業課長」に改める。

(河川法等の施行に関する規則の一部改正)

第三十四条 河川法等の施行に関する規則(昭和四十年広島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「土木局土木整備部道路河川管理課」を「土木局道路河川管理課」に改める。

(砂利採取法施行細則の一部改正)

第三十五条 砂利採取法施行細則(昭和四十三年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「土木局総務管理部技術企画課」を「土木局技術企画課」に改める。

(採石法施行細則の一部改正)

第三十六条 採石法施行細則(昭和四十六年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「土木局総務管理部技術企画課」を「土木局技術企画課」に改める。

(浄化槽工事業の登録等に関する規則の一部改正)

第三十七条 浄化槽工事業の登録等に関する規則(昭和六十年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県土木局総務管理部建設産業課」を「広島県土木局建設産業課」に改め、同条第二項中「土木局総務管理部建設産業課長」を「土木局建設産業課長」に改める。

(建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部改正)

第三十八条 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表建設工事入札契約情報広島西飛行場事務所閲覧所の項中「広島県広島西飛行場事務所総務課」を「広島県広島西飛行場事務所」に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正)

第三十九条 解体工事業に係る登録等に関する規則(平成十三年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「広島県土木局総務管理部建設産業課」を「広島県土木局建設産業課」に改め、同条第二項中「土木局総務管理部建設産業課長」を「土木局建設産業課長」に改める。

(採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第四十条 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則(平成十四年広島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「土木局総務管理部技術企画課」を「土木局技術企画課」に改める。

(広島県屋外広告物審議会規則の一部改正)

第四十一条 広島県屋外広告物審議会規則(昭和二十四年広島県規則第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「都市局都市環境課」を「都市局都市政策課」に改める。

(広島県屋外広告物に関する規則の一部改正)

第四十二条 広島県屋外広告物に関する規則(昭和三十九年広島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「広島県都市局都市環境課」を「広島県都市局都市政策課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。